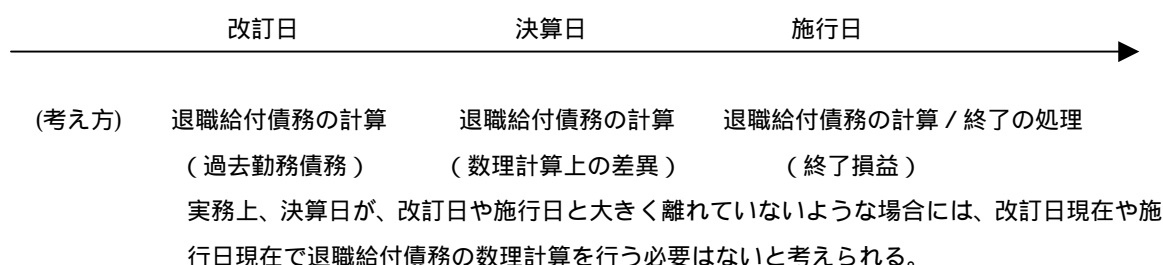


本公開草案の概要

退職給付制度の終了の時点（Q1～Q3）

- 退職給付制度の廃止の場合 退職給付制度の廃止日
 - 退職給付制度間の移行又は制度の改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合 改訂規程等の施行日
- ただし、廃止日又は施行日が翌期になる場合であっても、規程等の改訂が当期中に行われ、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該終了損失の額を当期の退職給付費用として計上し、退職給付引当金を増加させる処理を行う必要がある。

【参考：改訂日、決算日及び施行日における退職給付債務の数理計算】



「併せ給付」の場合、退職一時金制度を廃止するが退職時支払の場合及び閉鎖型年金に移行する場合の会計処理（Q4～Q5）

- 終了に該当するものとして終了損益を計上し、当該移行部分に対応する部分は移行前の部分が名目的にしか引継がれていないものとして年金資産と退職給付債務を計上する。

退職給付債務の増額又は減額の測定時点（Q6）

- 退職給付制度間の移行による退職給付債務の増額又は減額の場合も、過去勤務債務であるから規程等の改訂日現在で測定される。

確定拠出年金制度における会計処理（Q7）

- 退職給付費用として発生基準にて計上し、退職給付費用の内訳のその他として注記することが妥当と考えられる。

経過措置適用による退職給付引当金残高の借方残高の会計処理（Q8）

- 未払金に計上した分割拠出の額と相殺表示することなく、前払年金費用として資産に計上する。

以上